

役員及び評議員等の費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人札幌親会の役員及び評議員等の費用弁償等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員等とは、評議員及び評議員選任・解任委員会委員をいう。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であつて、報酬とは明確に区分されるものとする。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき、及び評議員選任・解任委員会委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の実費弁償)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の実費弁償)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

別表 1

名 称	実費弁償費
理事会出席等	5,000円
評議員会出席等	5,000円
評議員選任・解任委員会 出席等	5,000円

別表 2

名 称	実費弁償費
理事及び評議員業務等	5,000円
監事監査指導等	5,000円

別表 3

旅 費	宿泊費1泊（甲地区）	宿泊費1泊（乙地区）	日当（1日につき）
実 費	14,800円	13,300円	5,000円

備 考 甲地区とは、東京都（特別区の地域に限る）及び政令指定都市の地域をいい、
乙地区とは、甲地区以外の地域をいう。